



(奈良)

棟で閉じられた構造である面が開放しておらず、東西

十五坪・十六坪が奈良時代を通じて一体として利用されたこと、十五坪の中心部

には三棟の大型東西棟建物があり、その両側に南北棟

建物が対称に位置することが知られている。正殿の前面

が開放しておらず、東西棟で閉じられた構造である

奈良・平城京跡左京三条一坊十五坪

1 所在地 奈良市二条大路南二丁目

2 調査期間 第二六六次調査 一九九六年(平8) 一月～三月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 町田 章

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 古墳時代・奈良時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本調査区は平城京左京三条一坊十五坪の東北部にあたる。既に第一一八～八次・二三〇次両調査及び奈良市第九四次調査によって、

ことは、明日香村石神遺跡や飛鳥雷丘北方遺跡などに類例をみただけであって、今回の調査で瓦塼が多く出土したことともに、本遺構の特殊な性格を示唆するものである。

今回の調査においては、古墳時代の堅穴住居一棟、奈良時代の掘立柱建物六棟、掘立柱列三條、円形井戸一基を検出した。中小規模の建物や井戸からなる十五坪東半部は、厨などの付属施設として機能した可能性が想定される。

出土木簡は五点である(うち削屑三点)。古墳時代の堅穴住居の中央部分を破壊する格好で掘られた円形井戸SE六六九〇の抜き取り痕跡から出土した。井戸の深さは、遺構検出面から底まで三mで、底には厚さ〇・一五mのバラス層があり、その上に木枠が横組みで組まれていたと思われるが、桢板はすべて抜き取られていた。

同抜き取り痕跡からは、他に多数の土器・大型の未使用の鋤先が出土した。土器はすべて平城宮土器編年第二期(七一五～七三〇年)にあたる。そのうち土師器鉢の一点には、その把手上の肩部に横向きで「些女」、別の土師器鉢の底には「手布利」の墨書がある。

和銅四年(七一)の年紀を持つ木簡と、平城宮土器Ⅱに当たる土器とが、抜き取りから出土したことから、本井戸は奈良時代の初期に作られ、その後まもなく廃絶し、不要の木簡が廃棄されたと思われる。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「^{〔×梢〕}奉上木三百二材」
 ・「和銅四年二月五日」
 (176)×30×2 019
- (2) ・「奉上」
 ・「^{〔平宮カ〕}」
 89×46×3 011
- (3) □□□
 091
- (4) □□□
 091
- (5) □□□
 091

(1)は、上端は削って調整。右側面は上部五分の一が割れ、左側面は角が僅かに割れているが、それより下部は原形を保つ。下端は折れ。表面の第四字は「梢」の上に「三」を重書する。本木簡は、材木の進上状で、年紀は平城遷都の翌年である。平城京造宮との関連も想定される。

(2)は、上端・左側面は削って調整。右側面は上部三分の一は削って調整。それより下は割れ。下端は切り込みを入れ折っているのみで、それ以上の調整はしていない。墨痕は表裏ともにすこぶる明瞭で、表第一字目は上端部からすぐ始まるが、二字目は、木簡左端から中央部にかけて、文字面が刀子で縦方向に削られているため、左

半分を欠失。そのためか第三文字目以下は確認し得ない。表面の記載から、本木簡は何らかの物資の進上状と思われる、恐らく(1)と同様、木材進上に關するものと考えられる。裏面の別筆の文字は、上端部に小さく表と天地逆に書かれている。表とは無關係の習書であろうが、「忌」の字は「忘」の字である可能性も残る。

なお、(1)(2)に共通してみえる進上を意味する語彙「奉上」の用例は木簡では他に、「余貴十把 奉上人多治比連縣」(「平城京木簡一」一八四号)、「此皇后宮稅急奉上」(袴狹遺跡。本誌一一号)が知られる程度である点、やや注目される。

9 關係文献

- 奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九九六」
 (一九九七年刊行予定)
- 同「一九九五年度平城宮跡發掘調査部發掘調査概報」(一九九六年)

同「平城宮發掘調査出土木簡概報」三三一(一九九六年)
 (山下信一郎)